

< 労農記者クラブ扱い >

大阪労働局発表
令和6年10月28日

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 監督課
(電話番号) 06 (6949) 6490

報道関係者 各位

「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

～ 11月は過労死等防止啓発月間 ～

大阪労働局（局長 志村 幸久）は、11月の「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

「過重労働解消キャンペーン」では、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けて、以下の取組を実施します。

- 1 過重労働に関する相談の集中受付
- 2 労使の主体的な取組の促進
- 3 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換
- 4 重点監督の実施
- 5 過重労働に関する各種セミナーの開催

1 過重労働に関する相談を集中的に受け付けます

平日、土日・祝日、夜間も過重労働に関する相談を積極的に受け付けます。

（1）過重労働相談受付集中週間

11月1日（金）から11月7日（木）は、「過重労働相談受付集中週間」です。

大阪労働局労働基準部監督課 または 労働基準監督署（平日 8:30～17:15）

労働条件相談ほっとライン 0120-811-610

月～金	17:00～22:00
土日祝日	9:00～21:00

（2）特別労働相談受付日

11月2日（土）は「特別労働相談受付日」とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置します。当日は労働基準監督官が相談に対応します。

なくしましょう 長い残業

過重労働解消相談ダイヤル： 0120-794-713

実施日時： 令和6年11月2日（土）9:00～17:00

2 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

3 大阪労働局長がベストプラクティス企業との意見交換を実施します

大阪労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

4 重点監督を実施します

(1) 監督の対象とする事業場等

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や長時間労働や賃金不払い残業が疑われる企業等を対象とします。

(2) 重点的に確認する事項

時間外労働・休日労働が、「時間外労働・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導。

長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

5 過重労働に関する各種セミナーを実施します

過労死等防止対策推進シンポジウム

日時：令和6年11月18日（月）14:00～16:30

場所：コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3

（大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F）

参加費：無料

申込先：(FAX) 052-915-1523

(WEB) https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page_osaka.html

内容：別添リーフレット参照

過重労働解消のためのセミナー

1 オンラインセミナー 令和6年10月から令和7年1月を中心に開催します

2 会場開催セミナー（大阪会場） 令和7年1月10日（金）14:00～16:30

セミナーの詳細は専用WEBサイト（<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com>）をご覧ください。